

○独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準(平成二十二年十一月二十六日内閣府・農林水産省告示第一号)

(改正 平成二十七年三月三〇日内閣府・農林水産省告示第一号)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに
国庫に納付すべき金額を算定する基準

(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)が、内閣総理大臣(独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号)第五条第一項に規定する貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣。以下同じ。)の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産(通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。)を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。)から協会が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

(平二七内府農水告一・一部改正)

(国庫に納付すべき金額を算定する基準)

第二条 協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

改正文 (平成二七年三月三〇日内閣府・農林水産省告示第一号) 抄

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令の施行の日(平成二十七年四月一日)から適用する。